



市民の声を市政に反映
杉森ひろゆき
 市議会議員ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
769号 2019年8月6日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax : 870-0335
 携帯 : 090-5587-7693
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

公務員の年齢制限は許されない

職員募集で年齢制限撤廃を

6月定例会一般質問 ③-A

杉森議員は6月20日、牛久市議会6月定例会で、①幼保無償化、②高等教育無償化、③職員採用における年齢制限の撤廃、について一般質問しました。今号では③のAを掲載します。

前市長時代に持続性破壊

【杉森議員の質問】人手不足の中で、新たな人材確保が困難になっていると言われていますが、牛久市の職員募集において、いまだに年齢制限を大々的に行っていることに疑問を感じざるを得ません。本年度5月7日から受付が始まった募集内容を見ても、一番高い年齢では1974年以降、つまり45歳以下で、一番低い年齢では1990年以降、つまり29歳以下となっています。

前市長時代に常勤職員の採用を長期間サボタージュしたために、職員の30代から40代の職員が極端に少ない、異常な年齢構成にしてしまい、若年層の人材確保が優先されるべきであることは理解できますが、新市長に替わって4年が経過する中で、いまだに応募資格で30歳代、40歳代を排除するような年齢差別をすることは、理解できません。

地方公務員法は、(採用試験の公開平等)に関する第十八条の二で、「採用試験は、人事委員会等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。」と定めています。

さらに(受験の資格要件)に関する第十九条で、「人事委員会等は、受験者に必要な資格として職務の遂行上必要であつて最少かつ適

当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする。」と定めています。

雇用対策法改正で年齢制限禁止

そして、2007年に雇用対策法の一部を改正する法律案が成立し、に関する第九条で、「事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。」と明記されました。

しかし、公務員は年齢制限の禁止から適用除外されました。同年4月20日の衆議院厚生労働委員会で、民主党の加藤公一議員が公務員が適用除外されている理由を質問したのに対し、柳澤厚労相は国公法、地公法の平等取扱原則によって差別が禁止されているからだ、訳の分からない答弁をしました。そもそも年齢制限自体が差別なのです。

公務員の適用除外に附帯決議

そこで、5月31日の厚生労働委員会で可決する際、その附帯決議に「五、労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止の義務化に当たり、事業主等への周知徹底に努めるとともに、真に実効性あるものとなるよう、従来、例外的に年齢制限が認められる場合として指針に定められてきた事項を抜本的に見直し、必要最小限に限定すること。また、国家公務員及び地方公務員についても、民間事業主への義務化を踏まえ、本改正の理念の具体化に向け適切な対応を図ること。」という一項が加えられました。

家庭内暴力、止める方法あります

5/6

斎藤環・筑波大教授に聞く

朝日新聞デジタル 6/20 (聞き手・中村靖三郎)

「あなたが嫌」なのではない

——避難の注意点は？

避難では、何カ月も続けたり、結局別居したりしてしまう人がいますが、これは逆効果でしかない。私が言う避難は、家に早く帰るための避難です。くれぐれも長期化しすぎないように考えてください。ポイントは、予告したら必ずその日のうちに避難すること。暴れている最中は、追いかけてくるので、逃げられません。暴れまくって、一段落したら、避難する。できれば、タクシーなどを呼んで避難すると、他人がいるので、追いかけてきません。そのために、あらかじめ避難の準備と避難先の確保が必要です。実家や短期賃貸マンションでも構いません。とにかく家ではない別の場所に行く、というパフォーマンスが大事です。

避難したらすぐ電話

避難したら、すぐ避難先から電話してください。何をしゃべるか。「暴力が嫌だから逃げたけれど、あなたが嫌だから逃げたわけじゃない」と、必ず伝えてください。言わないと、本人は「とうとう親から捨てられた」と思い込んで、自暴自棄になって自傷行為をしたり、また何かを損壊したりする恐れがあります。それを防ぐために「見捨てたわけではないんだ」というメッセージをしっかり伝えて頂きたいと思います。

電話すると、本人は謝ってくると思いますが、直後はすごく反省している。泣かんばかりに謝って、「もう絶対にしないから、帰ってきてほしい」などと言われると思います。これで、ほだされて帰ってしまうと、2、3日はおとなしくても、すぐに戻ってしまいます。反省をしっかりと刻むためには、時間が必要です。私の基準では、1、2週間。その

ぐらいで、かなり定着します。逆に、長すぎるのも問題です。1、2カ月もすると、恨みがぶり返してきて、また暴れ出す可能性が高いからです。

——その後は？

電話は毎日入れて下さい。だんだん落ち着いてきたところに一時帰宅をする。これもパフォーマンスです。「あなたが本当に暴力を振るわないか確かめに来ました」と、わざとやるわけです。1泊で構いません。そこで暴れる人は、まずいない。一時帰宅を繰り返し、おとなしくなれば「もう暴力が起こらないと分かったので、帰りますよ」と言って、ちゃんと帰る。そのように順番に進めていけば、大概の暴力は収めることができます。

入院を検討するのは最後

私はすべての現場で、この方針でやっており、ほとんどの暴力は沈静化します。理屈は非常に簡単です。手順もそれほど難しくありません。通報や避難を思い切って踏み切るのが一番難しいかもしれませんが、でも、何年も暴力に苦しんで、双方がボロボロに傷つくよりは、早い段階で思い切ってやるほうが、本人も暴力を諦められる。「うちでは暴力は振るえない」と諦めることが、安定につながります。振るわせないのではなく、振るわなくて済む環境を作るという事です。本人は暴力を振るえなくなって、ホッとする部分もある。これは薬物中毒の人が、逮捕されてホッとすると似ています。好きでやっているわけじゃない。嫌でしょうがなく、やめる口実が欲しい。それを与えるための拒否なんです。

これらがすべて失敗したときに、はじめて入院などが検討課題になります。ただ、同意がない入院では、状況は全く改善しません。病院や施設に入れた場合、本人にはトラウマが残り、帰ってくると親子間の断絶は前よりも激しくなります。断絶ですめばいいが、報復の恐れもあるため、本当に慎重にする必要があります。

(つづく)